

Global English Daysプログラム約款

第1条 約款の適用

株式会社ECC・ECC海外留学センター(以下当社)はこのグローバルイングリッシュデイズプログラム約款により、グローバルイングリッシュデイズに関する各種サービス(以下プログラム)を提供します。

第2条 契約の成立時期

当プログラム契約は、申込希望者が当社に対し本約款に基づき参加料金を支払い、当社が入金を確認した時点で成立するものとします。本約款で「申込日」とはこの契約の成立した日をさします。

第3条 拒否事由

当社は、申込者から当プログラムの申込があった場合、以下の事由のうち1つまたは複数が認められるときは申込をお断りすることがあります。

- ①申込者の年齢・性別・資格・その他の条件が、当社および協力機関の規定・基準を満たしていないとき。
- ②身体的あるいは精神的疾患を過去あるいは現在お持ちであったり、その他心身の状態から、プログラムへの参加が困難あるいは不適切であると当社が判断したとき。
- ③その他当社がプログラムの受付が不適切と判断したとき、または当社の業務上の都合により申込を受け付けないとき。

第4条 プログラムの範囲

当プログラムにおいて、当社は以下のサービスを提供します。

- ①海外の文化・相互理解・国際交流の促進などを趣旨としたアクティビティを行います。
- ②文化や考え方の違いによりプログラム内容が必ずしも参加者の希望しているものと一致しないこともありますですが、参加者自身の積極的な姿勢や考え方が必要な場合も多くあります。国際交流の趣旨を踏まえて、自身の視野を広げるよう、柔軟な姿勢で対処するよう心がけて下さい。
- ③プログラム内容などは事情により変更されることがあります。

第5条 費用

- ①プログラム参加料金はチラシ・ホームページ等に記載の通りです。
- ②その他費用がある場合は明細を別途ご案内いたします。これらの費用については最新の資料に基づいて算出してご案内しますが、予告なしに変更されることがあります。
- ③参加のための交通手段、交通料金、通信費用は含まれておりません。
- ④費用は当社の指定する銀行口座に指定されて期日までにお振り込み下さい。振込手数料は申込者の負担となります。現金でのお支払い、クレジットカードでのお支払いはお受けできませんのでご了承下さい。

第6条 契約の解除

- ①申込者は、下記の取消料をお支払い頂くことにより契約の全部または一部を解除することができます。
- ②取消料
 - (a)プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって8日目にあたる日以前に解除する場合：取消料なし
 - (b)プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に解除する場合(Cを除く)：料金の50%
 - (c)プログラム開始日の当日に解除する場合：料金の100%
- ③解約のお申し出は、取消の旨を記載し署名、捺印(申込者が未成年の場合は、合わせて親権者の方の署名、捺印)した書面を当社に郵送またはご持参下さい。当該書面を当社が受領した時点で取消が成立します。なお取り消しのお申し出は当社の営業時間内(日・祝・年末年始休暇・臨時休業日を除く、月~土11:00~19:00)にお受けします。

第7条 免責事項

- ①当社は、以下に例示するような当社の責によらない事由によりプログラム内容が変更されたり、参加ができなくなった場合については一切の責任を負いません。尚、以下の事由(ただし(b)は除く)によりプログラム参加を開始前に中止する場合もこの約款で規定している取消料を申し受けます。
 - (a)申込者が体調不良により参加できない場合。

- (b)天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、運輸・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、日本または外国の官公署の命令、運輸・宿泊機関や協力機関の争議行為、不慮の事故や災難、申込者の生命または身体の安全確保のため必要な措置、その他不可抗力による場合
- ②当社は、プログラム開始後に以下に例示するような当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を被った場合については一切の責任を負いません。またその場合、当社にお支払い済みの費用は返金されません。
 - (a)感染症等の拡大により、プログラム内容などが変更された場合。
 - (b)申込者の通信環境(WiFi、インターネット回線等)の不具合により、プログラム参加に支障があった場合などの損害。
 - (c)申込者の故意、過失、法令・公序良俗や受入機関等の規則、当社約款の規定に違反した行為があった場合の損害。それらの行為により当社が損害を被った場合、当社は申込者に損害賠償を請求します。
 - (d)その他、当社の責によらない事由によりプログラム期間中に申込者が何らかの損害を被られた場合。

第8条 録画や写真に関する注意事項

- ①スタッフがアクティビティの様子を撮影・録画することがあります。撮影・録画した写真やビデオなどは、パンフレットなどの広報資料に使用することができます。
- ②参加者から提供を受けた感想文や写真などの資料も同様に広報資料に使用することができます。
- ③上記の写真やビデオ、感想文などの広報資料での使用に同意されない旨お申し出があった場合、ECCではできるだけご要望にお応えするように留意しますが、参加者全員での集合写真などご要望にお応えできないこともあります。

第9条 個人情報の取り扱いについて

お知らせ頂いた個人情報は、(株)ECCが管理しECCグループ内で共同利用いたします。取得した個人情報は厳重に取り扱い、下記の目的以外では利用いたしません。

- ①お知らせ頂いた個人情報はお客様との連絡のために利用させて頂くほか、お申込みのプログラムにおいて受入機関などの提供するサービスの手配および受領のための手続きに必要な範囲で利用します。
 - ②上記の個人情報はお申込みのプログラムの手配に必要な範囲で受入機関に提供します。
 - ③(株)ECC及びECCグループのサービス・商品についてのご案内及びアンケートなどを郵送・電子メール・電話などでお届けすることがございます。これらECCグループからのご案内が不要な場合、お申し出頂くことで差し止める手続きを行います。
 - ④個人情報を元に、特定の個人を識別できない統計情報を作成し、(株)ECC並びにECCグループが利用します。
 - ⑤取得した個人情報をお客様の同意なしに、ECCグループ・業務委託先・上記の運送機関・宿泊機関・受入機関以外の第三者に提供することはありません。ただし法令などで開示を求められた場合を除きます。
- 〈共同利用する個人情報の項目〉 参加申込書や今後ご提出頂く書類などに記入頂いた情報、あるいは電話や電子メールでお聞きした情報。
- 〈共同利用する範囲〉 ECCグループ各社[(株)ECC,(株)総合情報センター、(株)ECC予備校、(株)ECCラーニング、学校法人山口学園]
- 〈ECCグループでの利用目的〉 ECCグループの商品・サービスについてのご案内及びアンケートなどを郵送・電子メール・電話などでお届けする。
- 〈当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称〉
ECC海外留学センター本部
TEL : 06-6352-7144
受付時間 : 11:00~19:00(月~土、日・祝・臨時休業日除く)

第10条 苦情相談窓口

ECC海外留学センターのプログラムなどに関する苦情や相談は以下までご連絡下さい。

ECC海外留学センター本部 : 〒530-0044 大阪市北区東天満1-10-20
ECC本社ビル8F 06-6352-7144
受付時間 : 11:00~19:00(月~土、日・祝・臨時休業日除く)

第11条 裁判管轄

本約款に関連し裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。